

# 第1章 学校における食育の推進について

## 1 児童生徒の食生活を取り巻く現状

### (1) 札幌市児童生徒の朝食摂取状況（札幌市）

令和2年度札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査において、札幌市の児童生徒の朝食摂取状況について、次のような結果が出ています。朝食を毎日かかさずとする児童生徒は、平成23年と比較すると減少傾向です。今後も継続した指導が必要です。

学校のある日、朝食をとっていますか。

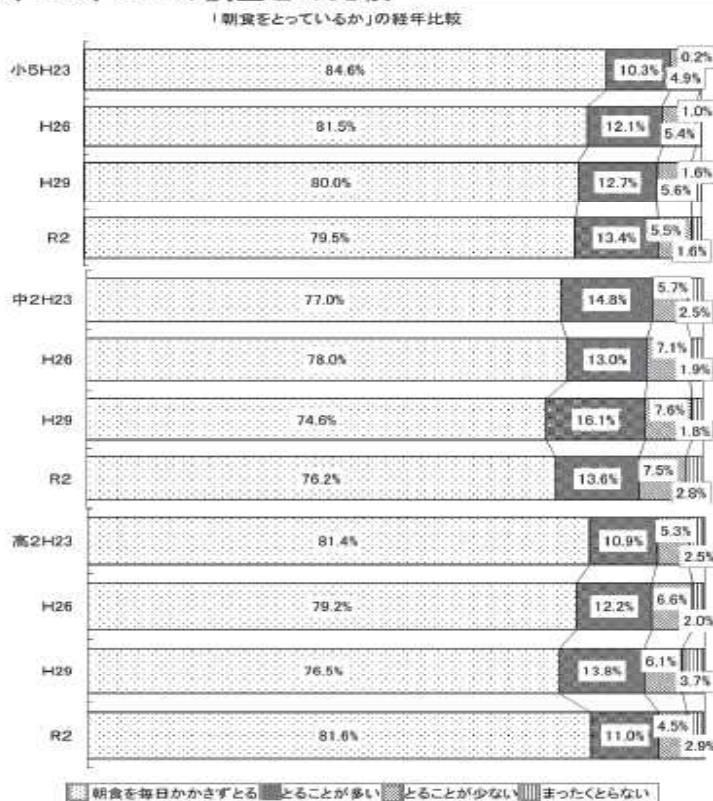
- ①朝食を毎日かかさずとる
- ②朝食をとることが多い
- ③朝食をとることが少ない
- ④朝食をまったくとらない

#### 今回（R2）調査

単純集計	毎日かかさずとる	とることが多い	とることが少ない	まったくとらない
小5	79.5%	13.4%	5.5%	1.6%
中2	76.2%	13.6%	7.5%	2.8%
高2	81.6%	11.0%	4.5%	2.9%

○「毎日かかさずとる」と回答した割合は、どの学年においても、7割以上となっている。

#### H23、H26、H29 の調査との比較



○H29調査と比べて、「朝食を毎日かかさずとる」と回答した割合は、小5では0.5ポイント減少し、中2では1.6ポイント増加しており、高2では今回の調査が最も高い。

○H29調査と比べて、中2では「朝食をまったくとらない」と回答した割合が増加しており、今回の調査が最も高い。

朝食をだれととることが多いですか。

- ① 家族全員で      ② 子どもたちだけで  
③ 家族のだれかと      ④ 一人で

### 今回 (R2) 調査

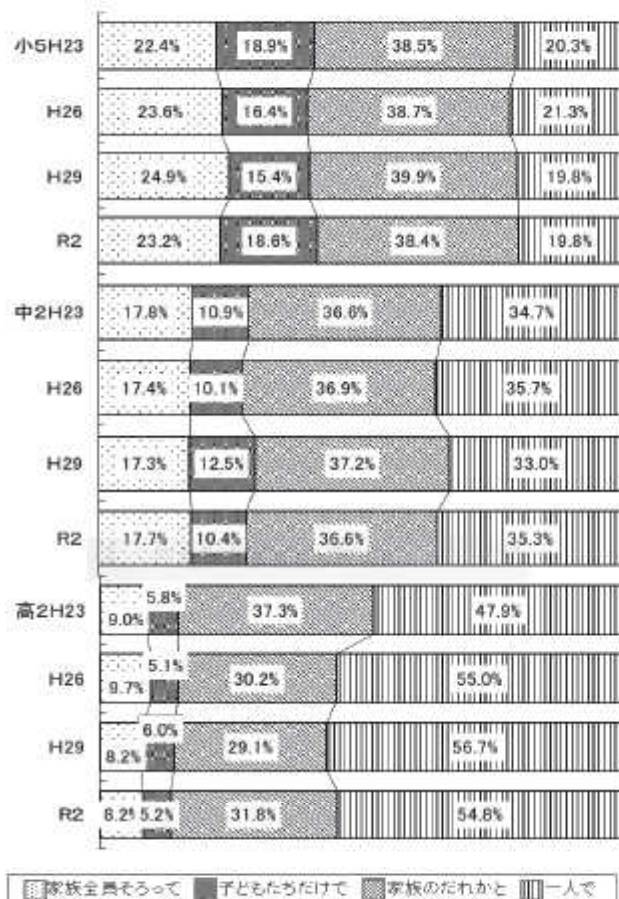
単純集計	家族全員で	子どもたちだけで	家族のだれかと	一人で	n
小5	23.2%	18.6%	38.4%	19.8%	1068
中2	17.7%	10.4%	36.6%	35.3%	872
高2	8.2%	5.2%	31.8%	54.8%	535

※ n は回答数

○学年が進むにつれて、「家族全員で」と回答した割合は低くなり、一方、「一人で」と回答した割合は高くなっている。

### H23、H26、H29 の調査との比較

「朝食をだれととるか」の経年比較



- H29 調査と比べて、「子どもたちだけで」と回答した割合は、小5で3.2ポイント増加し、一方、中2で2.1ポイント、高2で0.8ポイント減少している。
- H29 調査と比べて、「一人で」と回答した割合は、中2で2.3ポイント増加し、一方、高2では1.9ポイント減少している。

### 朝食をとらないときの理由は次のどれですか。

- ① 食べる時間がないから      ② 食欲がないから
- ③ 体重が増えるから          ④ 朝食が用意されていないから
- ⑤ その他

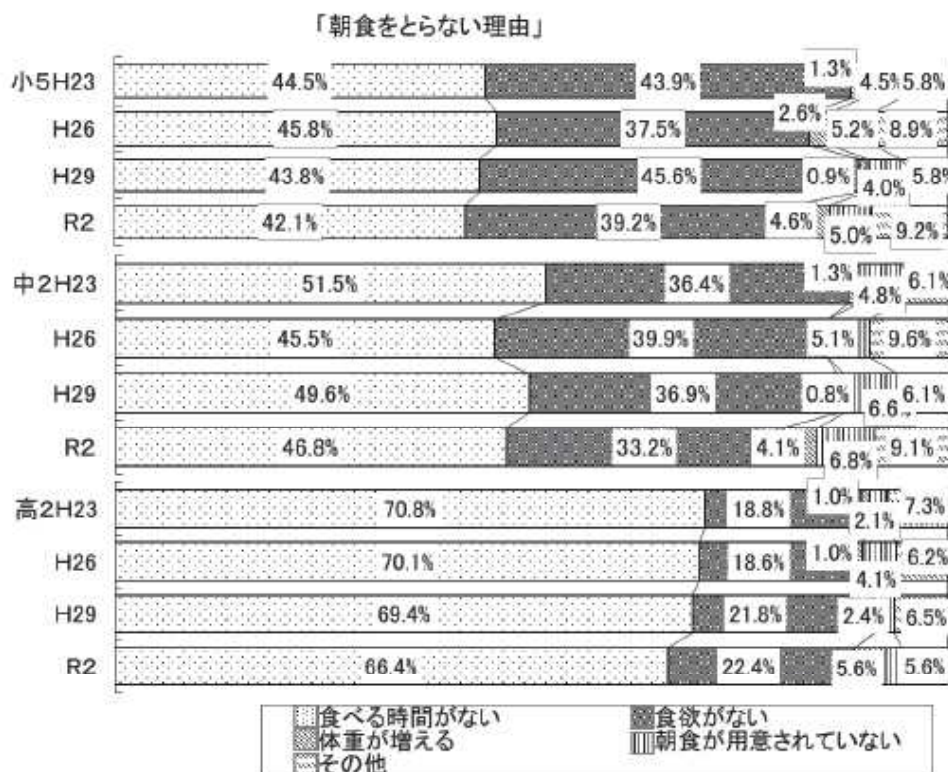
#### 今回 (R2) 調査

単純集計	食べる時間がない	食欲がない	体重が増える	朝食の用意がされていない	その他	n
小5	42.1%	39.2%	4.6%	5.0%	9.2%	240
中2	46.8%	33.2%	4.1%	6.8%	9.1%	220
高2	66.4%	22.4%	0.0%	5.6%	5.6%	107

※nは回答数

○「食べる時間がない」と回答した割合は、学年が進むにつれて増加しているが、「食欲がない」「体重が増える」と回答した割合は学年が進むにつれて減少している。

#### H23、H26、H29 の調査との比較



○H29 調査と比べて、「食べる時間がない」と回答した割合は、どの学年においても減少している。

○H29 調査と比べて、「朝食が用意されていない」と回答した割合は、どの学年においても増加している。

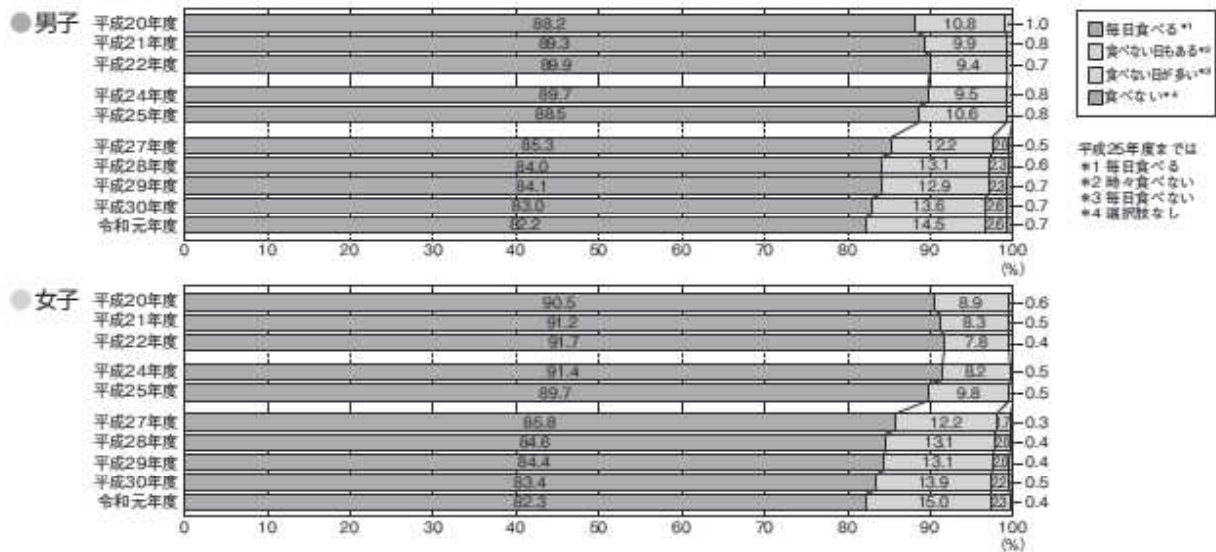
## (2) 食事・睡眠と体力との関連（全国 文部科学省調査）

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、小学校・中学校とも、規則正しい生活習慣の要素である食事の摂取状況と1日の睡眠時間の経年変化を見ると、朝食に関しては「毎日食べる」と回答した児童の割合は男女とも平成20年度の調査開始以降減少しています。また、男女ともに、朝食を「毎日食べる」グループが最も体力合計点が高い結果となっています。

### 【小学校結果】

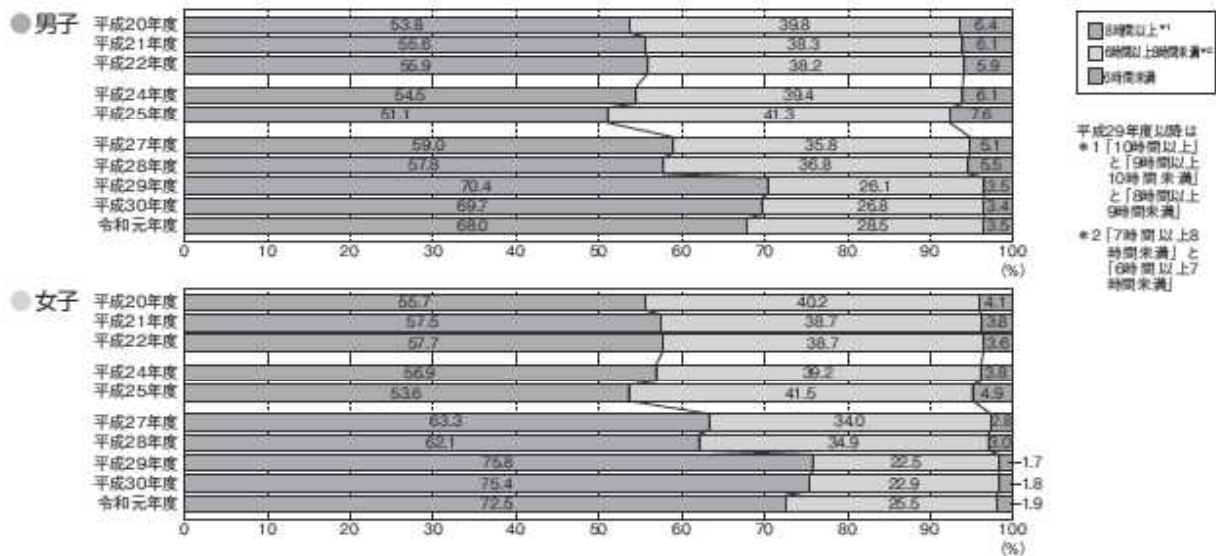
#### 〔朝食の摂取状況の経年変化〕

※平成26年度は、該当する質問項目がない。

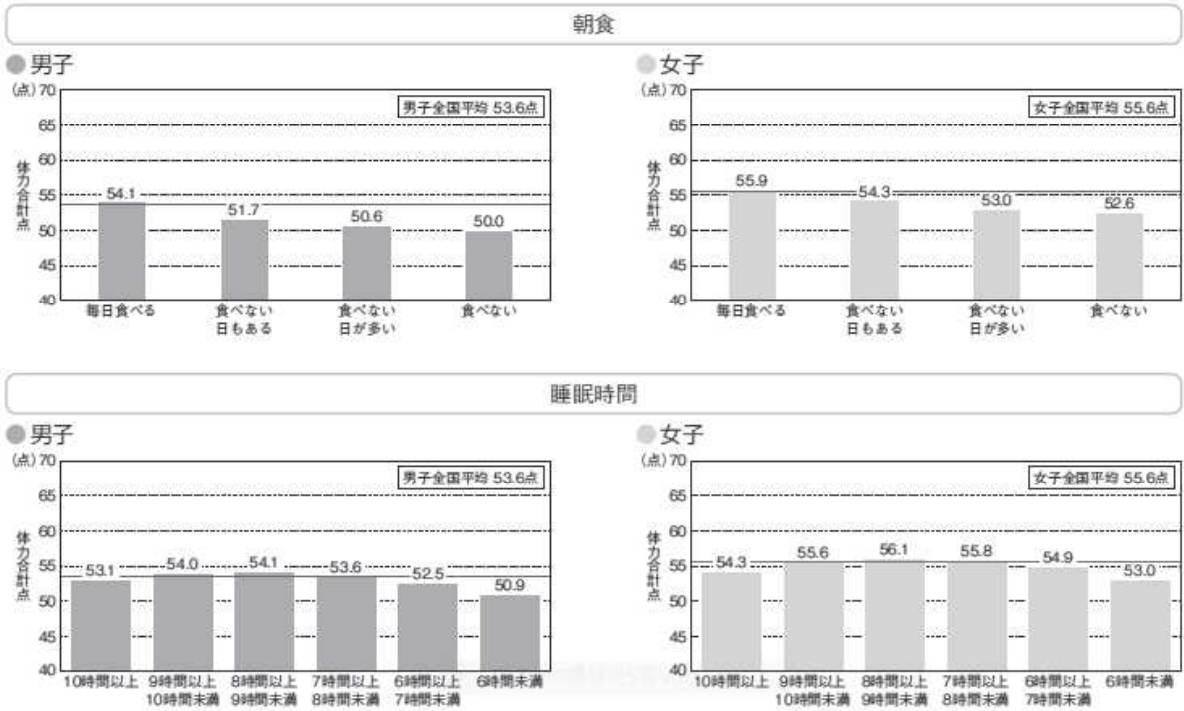


#### 〔1日の睡眠時間の経年変化〕

※平成26年度は、該当する質問項目がない。



[食事・睡眠時間と体力合計点との関連]

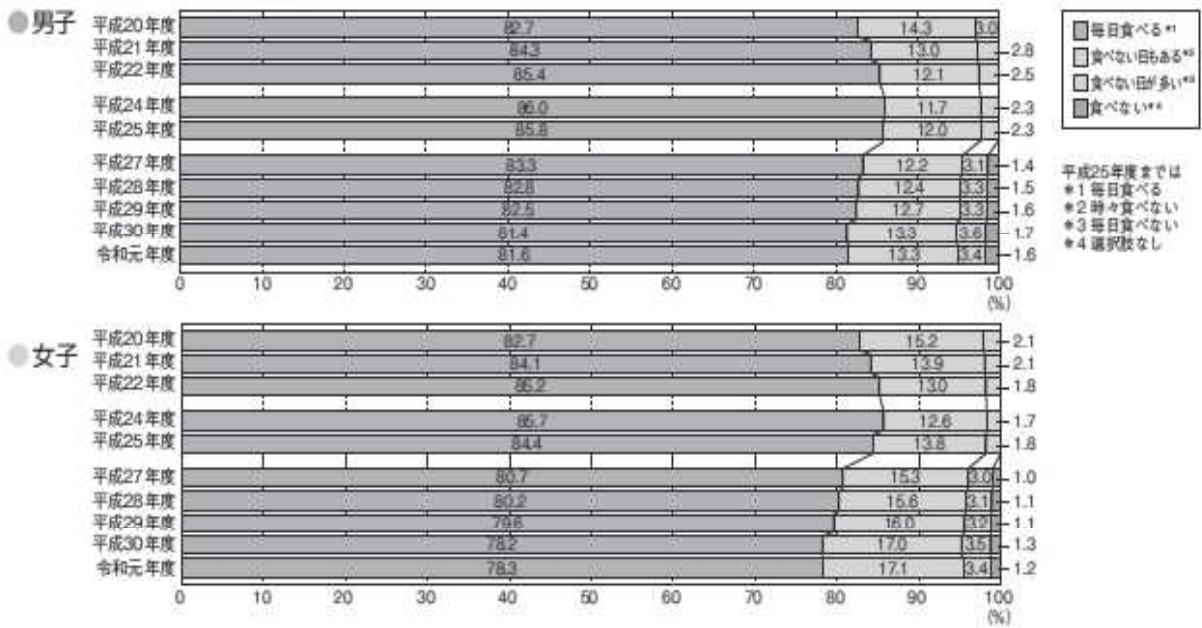


<令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（文部科学省）>

## 【中学校結果】

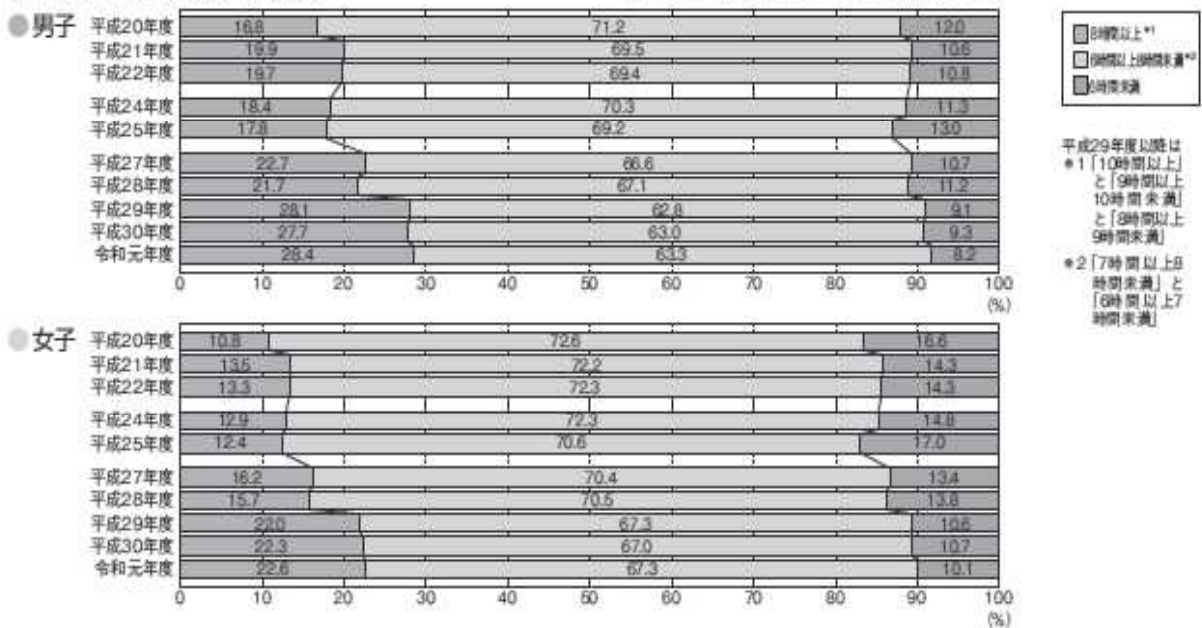
### 〔朝食の摂取状況の経年変化〕

※平成26年度は、該当する質問項目がない。

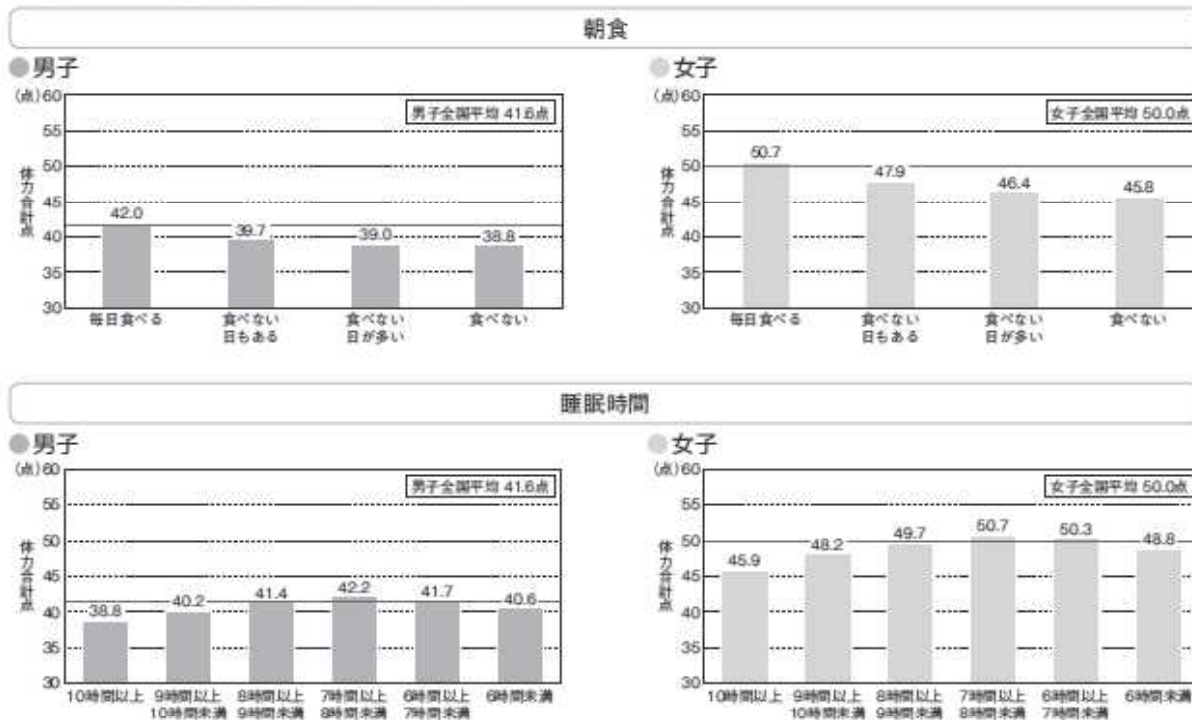


### 〔1日の睡眠時間の経年変化〕

※平成26年度は、該当する質問項目がない。



[食事・睡眠時間と体力合計点との関連]



<令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（文部科学省）>

(3) 令和2年度札幌市の児童・生徒の健康と食生活に関する調査

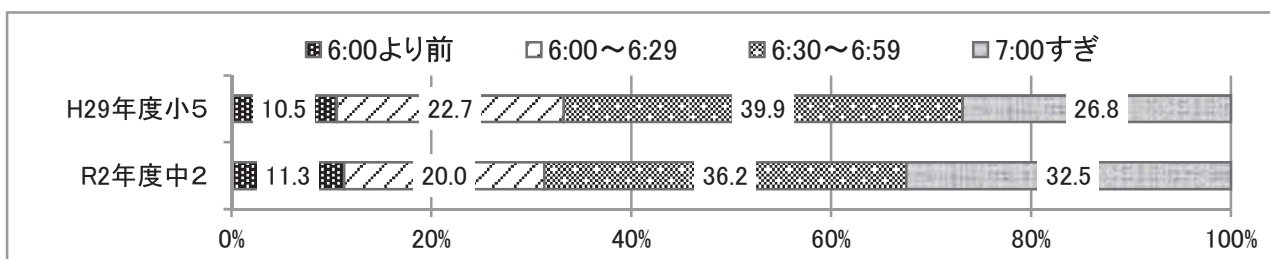
(札幌市学校給食栄養士会令和2年6月～10月実施)

札幌市の児童・生徒の食生活等の実態調査は、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、児童・生徒に望ましい食習慣を身に付けさせることを目的として、毎年実施しています。調査項目は「家庭における児童・生徒の生活状況（起床・就寝時刻）」「朝食の摂取状況および内容」「間食の摂取状況」「健康状態」「運動習慣」です。

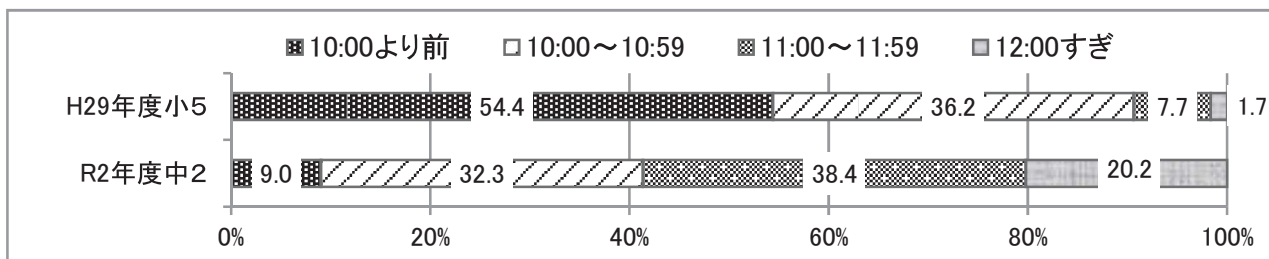
成長に伴い健康と食生活についてどのような変化が見られたか、中学2年生の生徒について小学5年生の時のデータと比較します。

1. 生活リズムについて

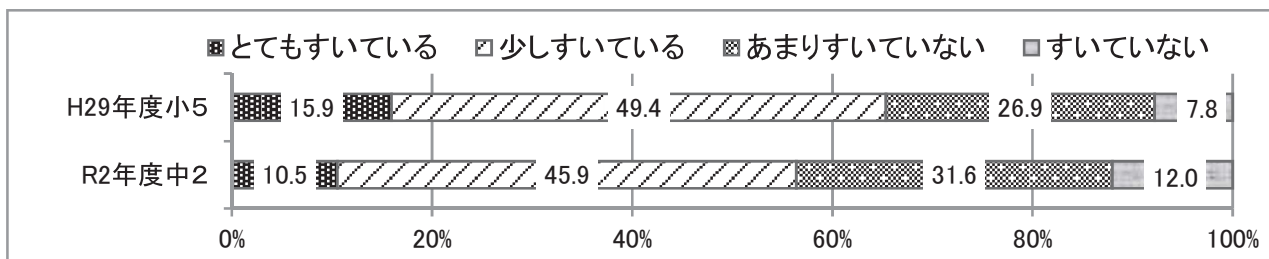
1) 朝は何時ごろ起きることが多いですか？



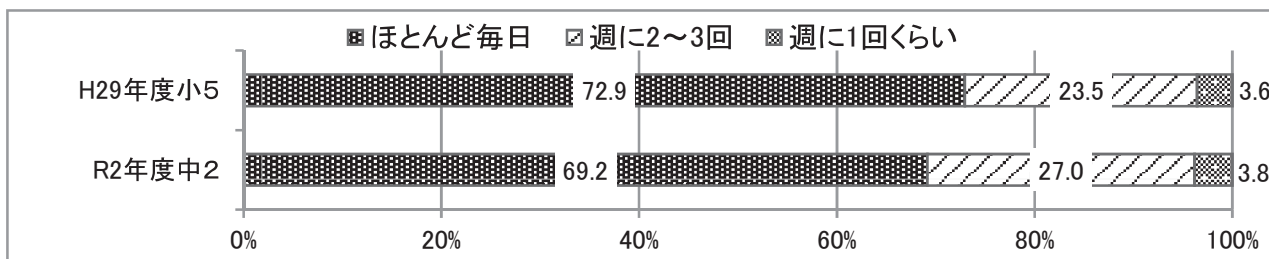
2) 夜は 何時ごろ ねることが 多いですか？



3) 朝起きた時、おなかはすいていますか？

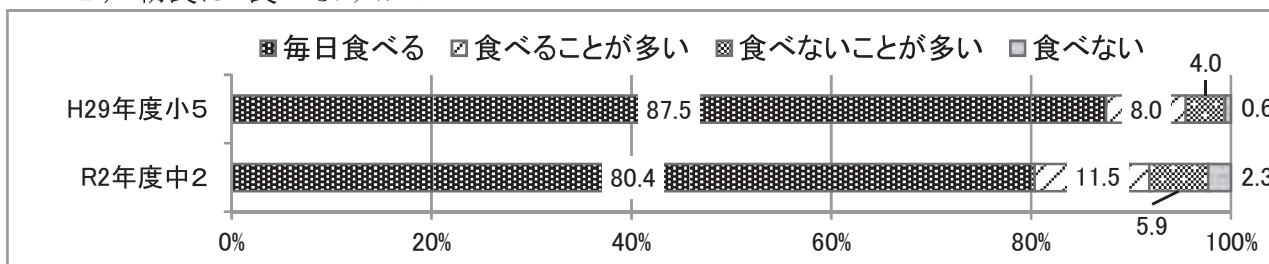


4) 便は 毎日 出ますか？

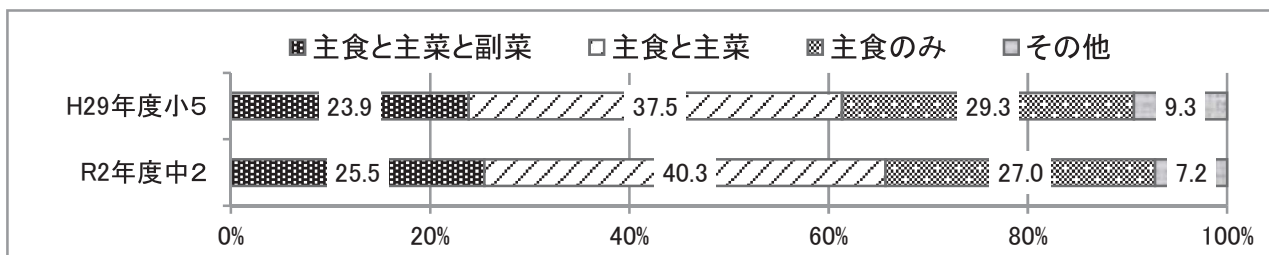


## 2. 朝食について

1) 朝食は 食べますか？

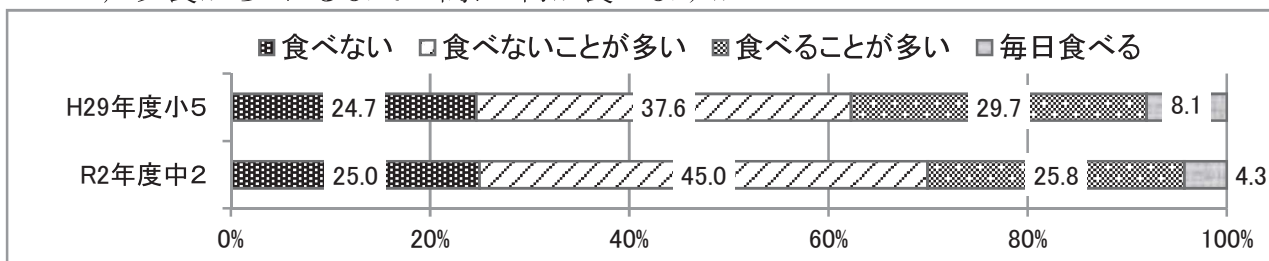


2) 朝食は どのようなものを 食べる ことが多いですか？



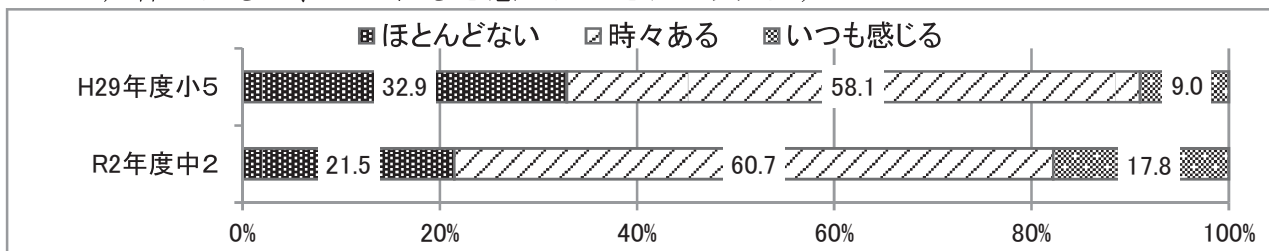
### 3. 間食について

1) 夕食から ねるまでの間に 何か食べますか？

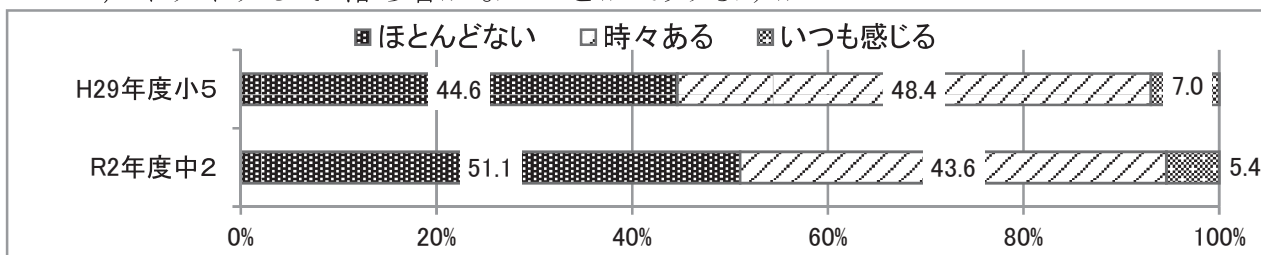


### 4. 体調について

1) 体がだるい、つかれると感じたことは ありますか？



2) イライラして 落ち着かないことが ありますか？



## 2 食育に関する考え方

### (1) 食育基本法

平成 17 年 7 月に施行された食育基本法では、その前文で「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの」と規定し児童生徒に対する食育を重視しています。また、教育関係者の役割として、「食育の重要性を十分理解し、積極的に児童生徒の食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行わなければならない。」と規定し、教育関係者の取組を強く期待しています。

### (2) 食育推進基本計画

食育基本法に基づいて、国の食育推進会議ではこれまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、5 年おきに食育推進基本計画を作成しており、第 4 次食育推進基本計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を期間とし、令和 3 年 3 月に作成されました。

第 4 次食育推進基本計画では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進に重点をおいた取組が求められています。併せて、SDGs の考え方を踏まえ、相互に連携する視点を持って推進することが記載されています。

学校における食育の推進については、「学校給食の地場産物利用促進への連携・協働」「郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組の推進」「朝食の欠食する国民を減らす」「栄養バランスに配慮した食生活の実践」などがあります。

### (3) 学校給食法

学校給食法は、昭和 29 年に制定され、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申を受け、平成 20 年 6 月に大幅に改正されました（平成 21 年 4 月 1 日施行）。

学校給食法の第 1 条に、「学校における食育の推進」が規定され、第 2 条は、食育の観点を踏まえた、七つの目標により、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進するという趣旨がより明確になっています。

第 10 条では、栄養教諭は「学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする」とし、その果たすべき役割を明確にするとともに、栄養教諭が食に関する実践的な指導を行う場合は、地場産物の活用等の創意工夫を行うことや、校長が「食に関する指導の全体的な計画」を作成することが規定されています。

また、学校給食法の第 8 条では、文部科学大臣が、学校給食に関して維持されることが望ましい基準として「学校給食実施基準」を定めるとともに、設置者がこの基準に照らして適切な学校給食を実施するように努めることが規定され、第 9 条では、文部科学大臣が「学校給食衛生管理基準」を定めるとともに、設置者がこの基準に照らして適切な衛生管理に努めることが規定されました。

#### (4) 学習指導要領

##### ア 中央教育審議会の提言

中央教育審議会では、平成28年12月の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」(以下「答申」という。)の中で、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の中の「健康・安全・食に関する資質・能力」として食に関する資質・能力の考え方が示されました。

現代的な諸課題に対応して、子どもの姿や地域の実情を踏まえつつ、以下のような力を育てていくことが「答申、別紙4」に記載されています。

##### 健康・安全・食に関わる資質・能力（答申 別紙4）

○健康・安全・食に関する資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

(知識・技能)

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

##### イ 学習指導要領での位置づけ

平成29年7月に告示された学習指導要領には、「体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進すること」が示されています。

また、特別支援学校小・中学部学習指導要領には小学校、中学校学習指導要領に示されたことに加えて、自立活動や知的障がいの子童生徒に対する教育についても示されています。さらに、特別支援学校高等部学習指導要領にも食育の推進に関する内容が示されています。

育成を目指す資質・能力を育てていくためには、学習指導要領に基づき、各学校

が教育課程を組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子どもたちの姿を踏まえながら改善を図ることが求められます。食に関する指導の内容は、教科等横断的な視点に立った学習が求められることから、全体計画を作成する段階から、学習指導要領解説総則編で以下の三つの側面から整理して示されている「カリキュラム・マネジメント」を図っていくことが求められます。

- 児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

### 3 札幌市の学校教育における食育

#### (1) 学校における食育の推進の必要性

社会的背景や食生活の有様が大きく変化している現状では、家庭が子どもの食生活を十分に把握し管理することが困難になってきているばかりか、保護者自身が望ましい食生活を実践できない場合もあります。また、郷土食、行事食等の食文化が失われつつあります。

食育の第一義的な役割が家庭にあることに変わりありませんが、学校においても食育を推進していくことが必要です。

#### (2) 札幌市教育振興基本計画

札幌市の教育が目指す人間像は「自立した札幌人」（平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な姿）。これに向かい、それぞれの発達段階において目指す子ども像があります。学校では目指す子ども像の具現化のために知・特・体の調和のとれた育ちを推進しており、その中の「健やかな体の育成」では健康に関する指導の充実の1つとして「食育に関する指導の推進」を「主な事業・取組」としています。各学校は、自校の子どもたちの状況を踏まえて「健やかな体」育成の課題を明確化し、体育・健康の両方のバランスの取れた指導を充実させます。

#### (3) 学校における食育の推進の考え方

学校で行う食育については、学校の教育目標と児童生徒の実態を踏まえて食に関する指導の全体計画を作成し教育活動全体を通じて、食や健康に興味関心をもつような指導を行うことが大切です。また、個別に指導が必要な児童生徒に対しては、十分な情報提供や対応が必要です。さらに、指導の効果をあげるために家庭や地域と連携を図ることが重要となってきます。

食に関する指導の全体計画、年間指導計画（以下「指導計画」という。）に基づいて円滑に指導を実施するためには、そのための組織をつくり校務分掌上に位置付け

るなど、指導体制の確立を図るとともに、指導が適切に行われるよう教育活動全体で取り組むことが必要です。

さらに栄養教諭は、指導計画の作成に積極的に参画するとともに、専門性を十分に生かして、生きた教材としての献立を作成します。そのなかで食に関する指導が効果的に実施されるように日頃から食育に関するさまざまな情報を収集し、教職員に積極的に提供することや、打ち合わせや研修において適切なアドバイスをするなど教職員と連携を図ることが大切です。

また、親学校の栄養教諭は、子学校の指導計画の作成に積極的に参画するとともに、子学校の食に関する指導についても計画的に出向いて、教職員と連携を図りながら進めることが大切です。

## ア 食に関する指導体制について

食に関する指導体制を整備することは、食に関する指導の推進の基盤となります。例えば学校経営案の中に食育を明示し、校務分掌に位置付けます。また、学校目標と食に関する資質・能力を再整理し、学校の重点目標のひとつに食に関する指導の項目をあげ、校内体制を構築した上で栄養教諭の位置付けを明確にします。これにより、評価までを見据えた指導計画を作成することができ、教育活動の様々な場面で食に関する指導を行うことができます。

<学校目標と食に関する資質・能力の再整理(例)>

	知 かしこく	徳 あかるく なかよく	体 たくましく
知識・技能	食事の重要性や食品に含まれる栄養素が分かり 自ら献立を立て調理ができる		
思考力・判断力・表現力等	衛生面に配慮して食品を選択できる	自然の恵沢に感謝し、環境に配慮した食事をしようとする	自らバランスよく食べる
学びに向かう力・人間性		食事を大切にする食事を通してよい人間関係を構築しようとする。	

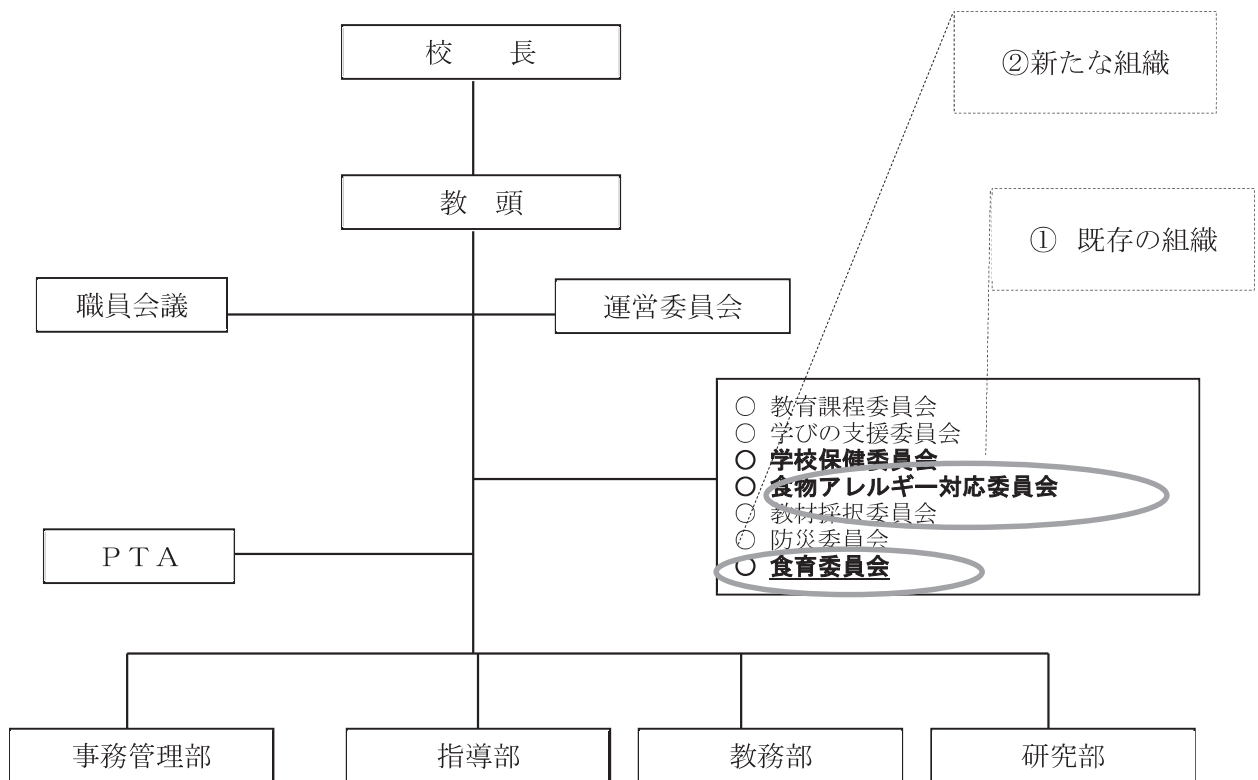
学校教育活動全体で食育を推進するためには、校長のリーダーシップのもとに、学級担任、教科担任、養護教諭、栄養教諭、調理員など全教職員で取り組む

ことが必要です。また、個々の教職員がそれぞれの立場で児童生徒への指導を行うとき、学校としての食育の基本的な考え方を踏まえるとともに、各教職員が相互にネットワークを構築しながら、学校の体制の中で指導力を総合的に発揮することが求められます。

そのため、食育についての計画・立案・評価をする組織を設けるなど組織での位置づけを明確にして取り組むことが重要です

<食に関する指導体制（例）>

- ① 既存の組織を活用。学校保健委員会等、既存の組織と兼ねて設置する。校長、保健主事、養護教諭、関係する教師のほか、学校医等も参加しており、専門的な助言を受けることができます。
- ② 食に関する指導を重点的に考え、推進していく専門委員会を新しく立ち上げる。新しい組織は、健康教育に関わる教職員を中心としつつ、学校の状況に応じてメンバーを構成する。



## イ 食に関する指導全体計画・年間指導計画（指導計画）の作成と実践

指導計画の作成に当たっては、先に述べた校内体制において、児童生徒の背景（地域環境、健康診断の結果など）を踏まえながら実態把握を行い、その結果から指導

計画を作成する必要があります。実態把握によって明確になった課題を解決するため、指導の重点を絞り、学校の特色に合わせて、指導計画を作成し、それに基づいた指導を行ないます。

教科等で食に関する指導を行うには、その教科の到達目標を理解した上で、教科と関連付けて進めていく必要があります。その際、指導の内容を教員と連携して実践していくことが大切であり、担任が行う場面、栄養教諭がティームティーチング(TT)で行う場면을明確にすること、学年によって指導の場面に軽重を付けるなどの工夫をすることが大切です。

子学校の食に関する指導においては、親学校の栄養教諭が全体計画の作成段階から関わり、その上で、栄養教諭が親学校と子学校の具体的な指導時間の調整を行うことが必要です。

## ウ 個別的な相談指導

個別相談指導については、児童生徒が個々に抱える健康や栄養の問題を解決するために、プライバシーに配慮しながら、問題点の分析、一人一人に応じた指導・助言を行い、経過をみながら適正な食生活の形成と改善を進めていくことが必要です。

また、校内における個別的な相談指導の体制を確立し、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮した相談しやすい仕組みを構築するとともに情報を共有できるような工夫をすることが大切です。

## エ 家庭・地域との連携

児童生徒の食については、大部分は家庭が担っているという実態を踏まえると食に関する指導の効果を上げるために、学校での指導と連携して保護者や地域が積極的な取組を進めることが重要です。このため、学校では、食に関する指導の取組状況等を積極的に情報提供することが必要です。

学校において、地域の生産物を学校給食に取り入れたり、食に関する知識や経験を有する人材や教材を有効に活用して食育を進めていくことは、児童生徒に地域のよさを理解させたり愛着をもたせたりするために有効な取組のひとつです。例えば、地域のお年寄りや給食と一緒に食べながら昔の食事の話や食文化への理解を深めることや、教材園での栽培活動に地域の方の協力を得ることなどが考えられます。そのためには、学校で家庭や地域との連携体制をとり、食に関する指導を行うことが重要です。

また、幼稚園や保育所、小学校、中学校と相互に連携を図ることにより発達段階に応じた一貫性のある指導を行うことができます。

## (4) 役割

### ア 校長の役割

校長においては、食に関する指導の重要性を踏まえ、教育活動全体で行い、その教育効果が上がるよう、リーダーシップを取ることが重要となります。例えば「学校経営案の中に食育を明示し、校務分掌に位置付け、評価する」、「学校の重

点目標のひとつに食に関する指導の項目を示し、校内体制を構築した上で栄養教諭の位置付けを明確にする」といった体制作りを行うことが重要になります。また、教育活動の様々な場面で食に関する指導について指導・助言を行います。

## イ 学級担任の役割

学級担任は、栄養教諭と連携を図りながら、給食の時間や学級活動の時間、教科等における食に関する指導を行います。

また、給食時間においては、一緒に食事をするを通して児童生徒への理解を深めるとともに児童生徒同士の人間関係を育てるなどの指導の充実を図るよう努める必要があります。

## ウ 栄養教諭の役割

栄養教諭は学校教育法第37条(第49条)において「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」ことを職務としています。

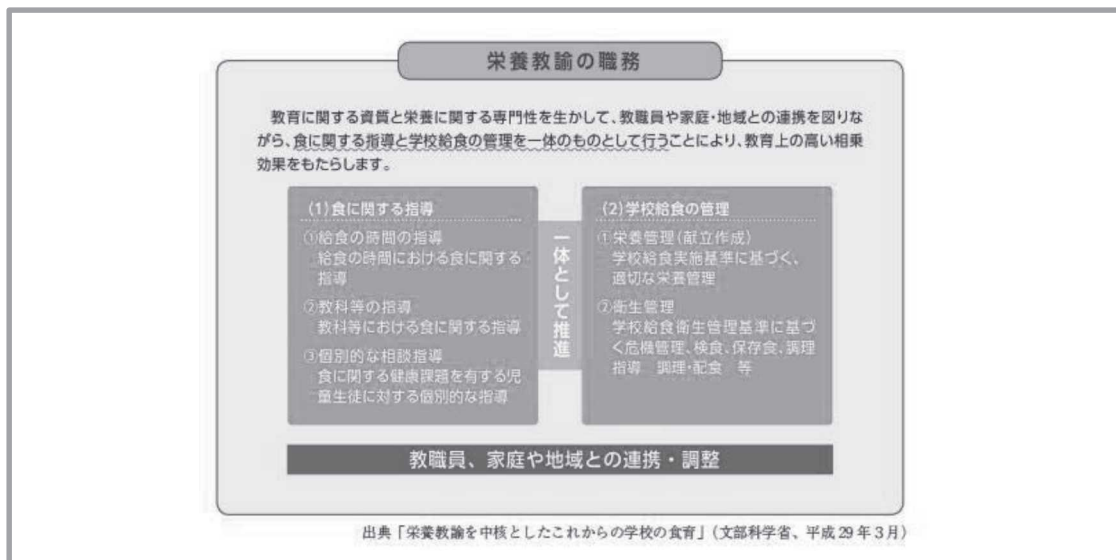
### 《指導》

- ① 児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導
- ② 学級担任、教科担任等と連携して関連教科や特別活動等における食に関する指導
- ③ 食に関する指導に係る全体的な計画の策定等への参画 など

### 《管理》

- ① 学校給食を教材として活用することを前提とした給食管理
- ② 児童生徒の栄養状態等の把握
- ③ 食に関する社会的問題等に関する情報の把握 など

また、「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」（平成29年3月文部科学省）においては、栄養教諭の職務を「食に関する指導」と「学校給食の管理」に分類、整理しました。



## (ア) 食に関する指導

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ有する教育職員として、学校全体の食に関する指導を充実していく中核的な役割を担っています。栄養教諭の職務は、大きく「食に関する指導」と「学校給食の管理」に分けられますが、食に関する指導については、学校内の指導体制の中で他の教職員と連携し取組を進めます。

### ① 食に関する指導全体計画の作成

校内体制において、児童生徒の生活環境や健康診断結果など既存の調査結果を踏まえながら、食生活の実態把握を行い、明確になった課題を解決するため、学校の特色に合わせて、指導の手法を示した指導計画を、食に関する指導体制の中で作成します。その際、食に関する指導の計画と学校給食の管理との有機的な連携を確保し、「だれが」「いつ」「どこで」「何を」指導するのが明確になるよう留意します。

また、栄養教諭が配置されていない子学校における計画作成に当たっても、担当する栄養教諭が積極的に関わることが極めて重要です。

### ② 食に関する指導の実践

食に関する指導は栄養教諭の職務ですが、すべての食に関する指導を栄養教諭一人の負担に求めることなく指導計画に基づいて校長のリーダーシップの下、学級担任や教科担任等すべての教職員と連携しながら実施することが重要です。

栄養教諭は、栄養に関する専門性と教職に関する専門性を積極的に生かして教職員と連携を図りながら、給食の時間をはじめとして特別活動、関連教科等において食に関する指導を進めます。特に、給食の時間は、計画的・継続的に指導を行うことができること、また、特別活動、教科等での指導内容をフィードバックして指導できることなど高い教育効果が期待できます。

そのほか、給食の残食の内容や量から児童生徒の食の傾向を職員会議等で示す等、食育に関する新しい動向、他校や他地域の取組事例、研究成果、各種情報の把握、収集に努め、食に関する指導について教職員と共通理解を図るため、積極的に情報提供を行います。

### ③ 個別的な相談指導

健康や栄養の問題を抱え、個別的な対応や相談指導が必要な児童生徒に対しては、栄養教諭のみならず、学級担任等や養護教諭、関係教職員が共通理解に立ち、連携して取り組むことが特に重要です。

栄養教諭は児童生徒が個々に抱える健康や栄養の問題を解決するため、実態を把握し、家庭での食生活のアドバイスを行うなど、きめ細かな指導・助言を行います。

#### ④ 家庭・地域との連携

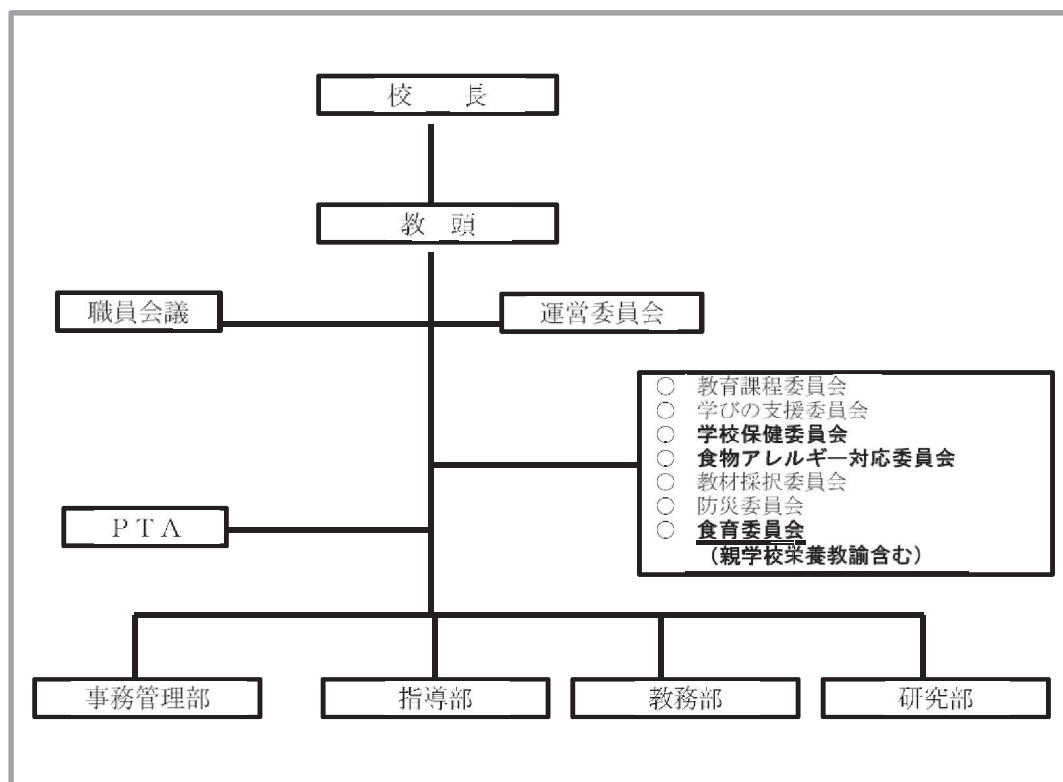
食に関する指導については、学校の内容や学校給食の意義、役割等のもとより児童生徒の食生活の状況や生活習慣等について情報を発信することや、地域の方々のネットワークや協力組織なども活用し、家庭・地域と連携を図ります。このため、日頃から、地域の方々との協力体制を築く、教職員と関係者間の情報共有や調整を行うことが重要です。

#### ⑤ 子学校との連携

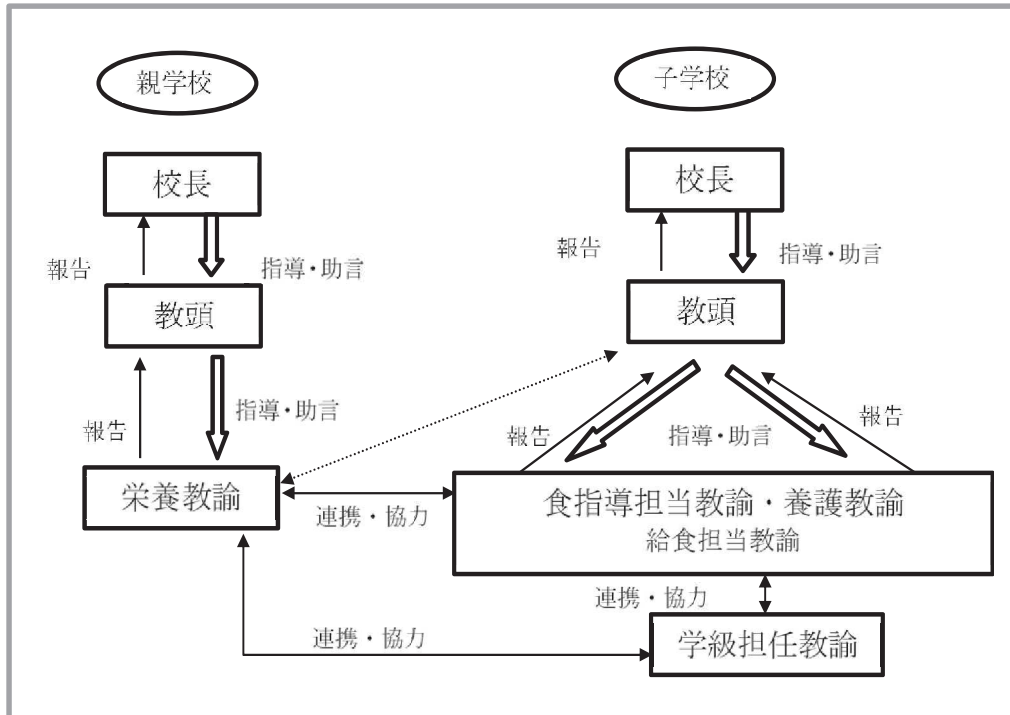
子学校の食に関する指導においては、栄養教諭が子学校の全体計画の作成段階から関わり、連携の要としての役割を果たします。このために、普段から定期的に、子学校の教育活動の状況等について把握しておくとともに、教職員との連携・協力体制を築いておくことが必要です。

<校内体制>

(3)アと同様の考えとなります。校内体制の例では、食育についての計画・立案・評価をする組織に「親学校の栄養教諭を含む」旨を明示します。



<連携の例>



**(親学校)**

- 校長
  - ・食に関する指導の全体把握
- 教頭
  - ・食に関する指導の全体把握
  - ・子学校（教頭）との連絡
- 栄養教諭
  - ・校長、教頭、食指導担当教諭（給食担当教諭）・学級担任教諭、養護教諭との連絡

**(子学校)**

- 校長
  - ・食に関する指導の全体把握
- 教頭
  - ・食に関する指導の全体把握
  - ・親学校の教頭・栄養教諭との連絡
- 食指導担当教諭（給食担当教諭）
  - ・養護教諭・教頭、担任との連絡
- 担任
  - ・教頭、食指導担当教諭（給食担当教諭）・養護教諭、栄養教諭との連絡

### <手順>

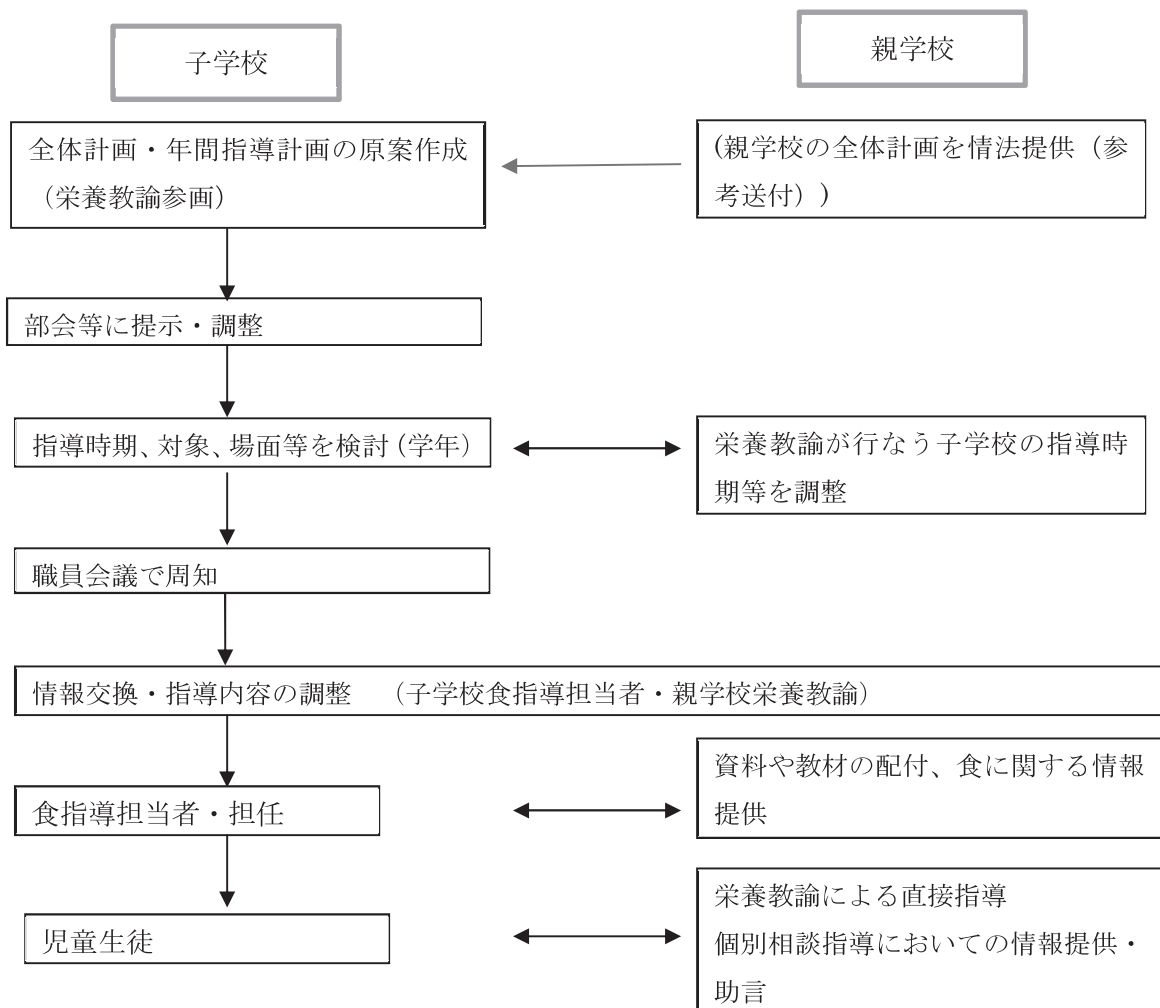
- ア 子学校校長（教頭）が依頼し親学校校長（教頭）が承諾
- イ 親学校の校長（教頭）から栄養教諭へ連絡
- ウ 親学校（教頭）と子学校（教頭）で連絡調整
- エ 子学校（教頭）では、子学校の食指導担当教諭・学級担任、養護教諭に連絡
- オ 栄養教諭と子学校の食指導担当教諭・学級担任、養護教諭との連携

### <子学校における食に関する指導の進め方>

「全体計画」については、各学校における食に関する指導を推進する上で極めて重要であり、すべての学校において作成する必要があります。このため、子学校は、親学校の栄養教諭と連携し指導計画を作成します。

指導計画作成に合わせて、より効果的な指導を行うため、重点となる教科や重点を置く指導場面での栄養教諭とのTTによる指導を設定し、事前に調整を行います。（手順については 上記を参考にする。）

また、栄養教諭が子学校で食に関する指導を行う際は、食指導担当教諭等との情報交換を通して指導内容の調整や、学級担任から児童生徒の食に関する情報収集をし、学級担任等が効果的に食に関する指導ができるような資料や教材の配付、食に関する情報提供等を行うことが必要です。



## (資料1)

### 訪問等の調整

#### 食に関する指導について (1回目)

##### □栄養教諭による学級訪問について

- ・〇〇小学校 □□□□栄養教諭 来校
- ・給食準備中や食事中における態度や様子、表情、会話など児童の実態を把握する。
- ・第1回目の訪問時に、担任より各学級で□□先生を児童に紹介していただきたい。
- ・訪問日は各学年4回(～3月) \*変更有り

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
9月26日	10月3日	10月10日	10月15日	10月18日	10月26日
10月31日	10月29日	11月6日	11月9日	11月13日	11月20日
11月29日	11月22日	12月4日	12月14日	12月19日	1月25日
1月31日	2月7日	2月14日	2月19日	2月27日	3月3日

##### □全体計画と年間指導計画

- ・別紙参照
- ・指導計画をもとに施行する。

#### 食に関する指導について (2回目)

##### □栄養教諭による学級訪問について

- ・〇〇小学校 □□□□栄養教諭 来校
- ・給食準備中や食事中における態度や様子、表情、会話など児童の実態を把握する。

各学年、1回目の訪問が終わりました。先生からは  
「給食準備の分担が明確で、動きがよい。」  
「盛りつけ方が、残らないように配膳されていてよい。」  
というお話しをいただいています。

各学級では、短い時間でしたが、学年に応じた食の指導が行われています。クイズ形式で、おいしい果物の見分け方は、稲穂を見せながら、絵を見せながら…などなど、毎回細かい工夫をこらし指導してくれています。

給食中のため、片付けなどで立ち歩くこともあるかと思いますが、少しの間話に気持ちを向けるよう、これからもご配慮ください。

2回目以降の学級訪問も、前回と同じように、給食準備・食事の様子を見て回ります。よろしく願いいたします。

(資料2)

## 食に関する指導の実施日希望調査

今年度の食指導も〇〇小学校の□□□□先生に年2回実施していただく予定です。

『食の指導 年間計画』をご覧ください、学校行事や学年の指導計画と考え合わせ、それぞれの授業の希望日をお知らせください。1回につき2日間で、3校時または4校時に実施していただきます。

( 1 ) 年

	1回目	2回目
第一希望	7月 4日 5日	9月 27日 28日
第二希望	6月 26日 27日	9月 19日 20日
第三希望	6月 21日 22日	10月 3日 4日

4月〇日の学年研修で検討していただき、担当□□まで提出をお願いいたします。

### 令和〇年度 〇〇小学校「食に関する指導」について

	指導日	指導内容
1年生	7月 4・5日 9月 27・28日	1回目 ・牛乳の働き 2回目 ・食べ物の名前を知ろう
2年生	6月 22・23日 10月 12・13日	1回目 ・給食パワー元気の秘密 2回目 ・野菜のこともっと知りたい
3年生	10月 18・19日 1月 24・25日	1回目 ・大豆の変身 2回目 ・食べ物の3つの働き
4年生	9月 13・14日 11月 21・22日	1回目 ・食べ物の働き 2回目 ・食べ物の行方
5年生	6月 28・29日 11月 29日・12月 1日	1回目 ・なぜ食べるの 2回目 ・健康なおやつ
6年生	5月 30・31日 2月 26・27日	1回目 ・1日のスタートは朝食から 2回目 ・中学生の食事

\*昨年度の実施日です。ご参考までに。

\*希望を基に親学校で日程表を作成します。

(資料3)

指導実施計画表

△月

日	曜日	親学校	子学校
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火	ランチルーム 5-1	
6	水	ランチルーム 5-2	
7	木	ランチルーム 5-3	
8	金	L3-1 三つの働き	
9	土		
10	日		
11	月	ランチルーム 4-1	
12	火	ランチルーム 4-2	
13	水	ランチルーム 4-3	
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		L5-1 なぜ食べるの
21	木		L5-2 なぜ食べるの
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		L1-1, 1-2 名前を知ろう 1-2 ランチルーム
27	水		L1-3 名前を知ろう 1-3 ランチルーム
28	木		L2-1, 2-2 野菜のパワー、2-2 ランチルーム
29	金		L2-3, 2-4 野菜のパワー、2-4 ランチルーム
30	土		

### **(イ) 学校給食の管理**

栄養管理や衛生管理等、学校給食の管理は、専門性が必要とされる重要な職務です。食に関する指導を効果的に進める上での教材となる献立の作成や衛生管理等について献立作成システムの利用等により、学校給食の管理業務の効率化を図り、食に関する指導のために必要な時間を十分に確保できるよう工夫していくことが必要です。

### **(ウ) 食に関する指導と学校給食の管理の一体的な展開**

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらします。